起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方 (検討課題等)(4)

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方(検討課題等)(4)

第2 起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備

- 考えられる制度の概要 -

- 1 対象者の円滑な社会復帰を図るため、更生緊急保護の事前調整について 明文規定を整備するとともに、勾留中・起訴猶予処分前から更生緊急保護 を行うことができるものとするなどして、更生緊急保護の対象範囲を拡大 する。
- 2 検察官の被疑者に対する訓戒等について明示的規定を設ける。

【検討課題】

- 1 更生緊急保護の対象範囲の拡大等
 - (1) 更生緊急保護の事前調整についての明文規定の整備
 - 〇 趣旨
 - ・ 運用上行われている事前調整の要件及び手続等を定めることに より、より円滑な更生緊急保護の実施に資すること
 - 要件,手続等
 - (2) 勾留中・起訴猶予処分前の者への対象範囲の拡大
 - 趣旨
 - ・ 勾留中・起訴猶予処分前から就労支援や生活環境の調整等を行 うことにより、円滑な社会復帰を図ること
 - 現行法の趣旨との整合性
 - ・ 更生緊急保護の対象が釈放後・起訴猶予処分後に限定されてい る趣旨と整合するか。
 - 要件,手続等

2 検察官による訓戒等の規定の整備

- 趣旨
 - ・ 検察官の再犯防止に向けた意識を涵養・継続するとともに、関係機 関との連携を円滑化すること
- 必要性及び相当性
- 〇 内容
 - · どのような内容の行為を行う規定とするか。